議案第4号

令和8年度　佐倉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度佐倉市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,846千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表　債務負担行為」による。

令和8年11月24日提出

佐倉市長　西田　三十五

第1表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3　繰　入　金		52,797	500	53,297
	1　繰　入　金	52,797	500	53,297
歳　入　合　計		55,346	500	55,846

歳　出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1　農業集落排水事業費		55,246	500	55,746
	1　施設管理費	55,246	500	55,746
歳出合計		55,346	500	55,846

第２表　債 務 負 担 行 為

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
農業集落排水事業特別会計関係の令和9年度通年業務（農政課）	令和8年度～令和9年度	1,888